

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2010年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	キリスト教学 研究科	キリスト教学 専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名
	キリスト教学研究科・キリスト教学専攻・博士後期課程3年		石川 智子 印
指導教員	所属・職名		氏名
	キリスト教学研究科・准教授		久保田 浩 印
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題名	ドイツ連邦共和国の公教育における宗教の位置づけ		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名
研究期間	2010 年度		
研究経費	200,000 千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、博士論文「宗教科における「他宗教」理解ードイツ・バイエルン州の Lehrplan に基づく宗教学的的分析」(仮)の一部をなすものである。本研究は、諸価値の多元化が進む現代社会の中で、諸宗教が他の諸宗教および諸世界観をどのように理解しているかという問題を、ドイツ・バイエルン州の公立学校で実施されている宗教科を例にして分析し解釈することを目指している。立教 SFR の交付を受けた2010年度の研究では、ヨーロッパおよびドイツにおける宗教教育をめぐる議論とドイツ社会における宗教科の概要について調査し、さらにバイエルン州で用いられている宗教科の Lehrplan (学習指導要領) の分析をおこなった。(297字)

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ドイツ現代宗教史] [宗教教育] [多文化社会における宗教]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

1. 研究の動機

宗教的な伝統はどのように伝達され、また新たに作り出されてされていくのだろうか。この問いが、本研究の出発点である。現代社会では新聞、雑誌、テレビやインターネットといったメディアも宗教的な知識の伝達と形成に一定の役割を果たしているが、宗教的伝統の伝達、継承および形成に関わる近代以降の制度としてまず考えられるのは、教会、家庭、学校であろう。これらの制度の中でも家庭や教会は、第二次世界大戦以降、宗教教育の場としての役割が弱まりつつあるように思われるが、それに対して相対的に重要性を増していると考えられるのが、学校である。日常生活において宗教的な活動から遠ざかっている子どもたちにとっては、宗教科の授業が宗教的なテーマについて学び考える唯一の機会であるかもしれない。一方で日常生活における教会との結びつきが薄れ、他方では生活スタイルの多様化が進むなかで、宗教に関わる情報と体験を共有する場としての学校には、同時代の宗教的現実の一つの縮図を見ることができるだろう。またとくに公立学校における宗教教育では、家庭や教会のみならず政府をはじめとする公的な機関も関わるため、個々の教員の取捨選択はあるにせよ、授業で扱われるテーマの選択と提示の仕方には、当該の宗教集団のみならず他の諸組織の意図や思惑も反映されていることが予測される。宗教的にも多元化と私化(個人化)の進行が指摘される現代社会において、公立学校における宗教科は、異なる関心や要求を持つ個人および集団が、宗教的なテーマについてコミュニケーションを行う数少ない場のひとつなのである。

以上の認識に基づいて本研究では、公立学校における宗教教育を法的に義務づけている国、ドイツ連邦共和国を対象として選択し、ドイツの公立学校における宗教科の分析を通じて、ドイツにおける宗教的現実の一側面を明らかにしていきたいと考えている。したがって本研究は、宗教教育の改善や教育方法の開発を目指すものではなく、公教育での宗教的伝統の継承および形成にみられる時代的・地域的特徴を描き出すことによって、現代宗教史の一側面を明らかにすることを目的としている。本研究では、神学や(宗教)教育学における議論を参照することはあっても、神学的意味づけや教育理論の構築、教授方法の改善案の提示などは行わず、宗教学の理論と方法に基づいた分析によって、宗教教育という切り口からドイツ社会における宗教的伝統の継承と再生産を理解することを目指していることを断っておきたい。

2. 本研究の目的と問題設定

そもそも宗教科では、どのような内容が扱われているのだろうか。ドイツの公立学校においては、基本的にいわゆる宗派教育が行われている。すなわち、生徒たちは自分の属する宗派・宗教の宗教科に出席しており、授業では、教義や信仰生活、神学的問題などが、当該の宗派・宗教の立場から扱われている。しかし各宗教科の学習指導要領を概観すると、このような狭い意味での宗派教育的内容以外に、大きく分けてふたつの内容が扱われていることがわかる。ひとつは暴力や人種差別、家族や仕事などをテーマとする倫理的・社会的問題に関わる内容、そして他宗派・他宗教に関する内容である。本研究では特に後者に焦点をあてて、宗教科の内容を分析していきたいと考えている。

多元化が謳われる現代社会における宗教の位置づけや、理論や理想の目指すところが実際にはどのように実現されているのかという問題をより現状に即した形で理解するためには、複数の宗教が並存している場で、各宗教の他宗派・他宗教理解を比較し、そこに見られる一致や相違を明らかにすることが、ひとつの有効な手段となると思われる。従来の宗教科に関する研究の多くは、歴史的な関心と実践的・理論的な関心の二方向から分析と研究が行われている。しかし、カトリックとプロテスタントの両宗教科はそれぞれに長い伝統を持っており、宗教教育の実践および研究も両宗派のいずれかの立場に立って行われるのが一般的である。また、学習指導要領の研究について言えば、各連邦州政府が文教政策の権限を持っていること、宗派や宗教の区別のみならず学校の種別と学年に応じた学習指導要領が数多くあることなどの理由から、多くの研究がその範囲を限定せざるを得ないのが現状である。その際にも、多くの研究がカトリックかプロテスタントのどちらかのみを扱っており、各宗派ないし各宗教の比較研究はほとんど行われていない。各宗教科がそれぞれ固有の歴史や実践および理論と取り組んでいくことは、各宗教科における現在および将来に対して、有益かつ実践的な理論構築や授業実践への具体的な提言が求められる場合には、重要であり実りあるものになると思われる。しかし、カトリックとプロテスタント以外の宗教科の設置を、各集団による自文化を守る企てとして理解し、それを多文化社会の要請であると見るならば、それぞれの宗教科の枠を超えた視点が必要となるだろう。本研究では、宗教科をもつ諸宗教団体間での他宗派・他宗教理解についての比較・分析を進めているが、このような比較研究から、現代社会における宗教的な現実について、新たな理解が得られることが期待されるのである。

なお、宗教教育をめぐる議論は、近年の宗教学において、ひとつの重要なテーマとなっているように見える。2010年8月にトロントで開催された IAHR の世界大会では、「宗教学と宗教教育 (The Academic Study of Religions and Religion Education)」と題されたパネルが3部構成でおこなわれた。このパネルでは、現代社会で求められるのが、伝統的な神学に依拠する伝統的な宗派教育ではなく、宗教学的な関心と方法に基づく宗教教育であるという主張を軸に、いくつかの国と地域における具体的な宗教教育の実践が紹介されている。

研究成果の概要 つづき

3. 宗教科に関する法的な規定

ドイツは 16 の連邦州からなる連邦制国家であり、各連邦州に憲法および政府がある。最高の権力機関は連邦であるが、教育・学術・文化に関する政策の決定権は各連邦州にある（「文化高権」ないし「文化主権」）。したがって、ドイツにおける宗教教育を考える場合にも、教育制度や具体的な教育内容に関して、各連邦州によって異なる部分があることを十分に考慮する必要がある。

ドイツの憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）では、第 7 条に学校制度についての規定がある。この条文の中では、数ある教科の中から特に宗教科のみについて言及されているが、この事実は宗教科が国家にとって重要な関心事であることを端的に示すものであると言えよう。

第 7 条 [学校制度、宗教の授業]

(1) 全学校制度は、国の監督の下にある。

(2) 教育権者は、子どもを宗教科に参加させることについて、決定する権利を有する。

(3) 宗教の授業は、無宗派学校を除く公立学校において、正課である。宗教の授業は、国の監督権を害さない限りにおいて、宗教共同体の教義にそって行われるものとする。いかなる教員も、その意思に反して、宗教の授業を行うことを義務づけられてはならない。

第 3 項にある「正課」とは必修科目であることを意味しており、宗教科については、いずれかの宗派の宗教科に出席することが義務付けられているが、第 2 項の規定によって親権者には子どもの宗教科への参加に関する決定権が認められている。宗教の授業への出席が免除された場合、代替科目として倫理科などの授業を受けるのがふつうである。どの宗派の授業に出席するかを決めるのは第 2 項にあるとおり教育権者であるが、生徒が 14 歳（バイエルン州とザールラント州では 18 歳）になった時点で自らの意思によって宗教科の授業への参加について決定することができる。

また、教員の任用や費用、試験の実施などに関しては、他の教科と同様に、国ないし連邦州が実施主体となっているが、宗教の授業に関しては「宗教共同体の教義に沿って行われる」こと、すなわち、学習指導要領の作成や教科書の内容の決定に際して、政府当局と教員に加えて各宗教団体が関わる点が特徴的である。

なお宗派ごとの宗教教育の基本的な原則を定めているのが、国家と教会との間に結ばれるコンコルダート（Konkordat、カトリック）および教会協約（Kirchenvertrag、プロテスタント）である。こうした取り決めでは、宗教科の位置づけや教員養成が定められており、宗教団体の側から宗教科を考える上での基礎となっている。

宗教科に関する法的位置づけに関してここで触れておきたいのが、基本法第 7 条に関連して、基本法第 141 条で「ブレーメン条項」と呼ばれる例外規定が定められていることである。第 141 条では、1949 年 1 月 1 日の時点で連邦州憲法による特別の定めが存在していた州については、基本法の第 7 条第 3 項第一文を適用しないことが明記されている。この例外規定が定められた時点で念頭に置かれていたのは、伝統的に宗派によらない宗教教育が行われていたブレーメン州である。現在もなおブレーメン州では、特定の宗派による宗教科ではなく、「聖書史（Biblische Geschichte）」（第 5-7 学年）および「宗教知識（Religionskunde）」（第 10 学年以降）という名称で、宗派に制約されない、すべての生徒を対象とした授業が行われている。

さらに、このブレーメン条項を根拠として他の州と異なる宗教教育が行われているのが、ベルリン州とブランデンブルク州である。ベルリン州では倫理科が必修科目として全員に課せられる一方、宗教科は選択科目となっている。倫理科が必修科目とされていることに対する反対は根強く、宗教科を倫理科と同列の選択必修科目にすることを求める勢力によって住民投票が行われたが、2009 年 4 月に反対多数で否決された。また、ブランデンブルク州では「生活形成・倫理・宗教知識（L-E-R）」という名称の科目が必修科目となっている。LER に関しても基本法第 7 条に違反するのではないかという訴えが何度かなされたが、2004 年に連邦憲法裁判所により訴えが退けられて現在に至っている。

4. おわりに

今後もひきつづき学習指導要領の分析を行っていくが、その際には「他宗派・他宗教」だけではなく、オカルティズムやニューエイジ等の宗教的な諸潮流、あるいは政治思想や社会思想などの非宗教的な諸潮流が、各学習指導要領の中でどのように扱われているかという点に着目していきたいと考えている。また、「他宗派・他宗教」および上に挙げた諸潮流のなかで、それぞれの宗教科が属する「自宗派・自宗教」はどのように位置づけられているのかという点、つまり各宗教科の自己認識を明らかにできるような概念化を目指していきたい。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

- ④
- ・ 2010年8月16日 国際宗教学宗教史会議 第20回世界大会 (カナダ・トロント) にて発表 (題目: The Orthodoxy - Heterodoxy Paradigm in the Study of Religions in Germany: The Case of Religious Education in Public Schools)
 - ・ 2010年7月 立教大学にて研究報告書提出 (題目「ドイツ連邦共和国の公教育における諸宗教の位置づけーバイエルン州を事例として」)
 - ・ 2011年2月 立教大学にて研究報告書提出 (題目「ヨーロッパの宗教教育に関する近年の動向と議論」)